

4 消 安 第 3 4 6 0 号
令 和 4 年 10 月 19 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委
員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和
35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第19条
の2第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の製造販売の承認をする
こと。

鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ、テネラ、プレコックス、マキシマ、
ミチス)混合生ワクチン(エバント)

